



## 大連でも「出国時税金還付政策」が開始

北陸銀行 国際部  
大連駐在員事務所  
金春梅

### 1. はじめに

2015年以降、「外国人観光客向けの出国時買物税金還付政策」（略称「還付政策」）が中国の一部の都市で実施されてきました。2025年、商務部は「『還付政策』を更に最適化し入国消費拡大する通知」を発表し、大連でも7月1日から「還付政策」を開始しました。

大連市政府は早速、中、英、日、韓、露、5か国の言語で「還付政策フローチャート」を作成し宣伝しています。大連恒隆広場、大連マイカル、大商集団、ニューマート大連本店、大連京東MALLの5つの総合デパートが大連初の出国時税金還付デパートとなりました。今回は、大連における「還付政策」の実施状況を中心にをご紹介します。

\*税金還付の詳細な申請手順は、「長城メール260号『インバウンド消費拡大に向けての政策』（2025年5月、上海事務所作成）」をご参照ください。

### 2. 「還付政策」の概要

「還付政策」とは、中国国内の「税金還付店」で買い物をした外国人観光客が、出国の際に増値税（VAT）の一部の還付を受けられる制度です。中国国内の滞在が183日以内の外国人と、香港、マカオ、台湾の居住者が還付対象となります。

#### （1）税金還付の条件

- |  |
|--|
| ①外国人観光客が同日に同一の「税金還付店」で購入した税金還付商品の合計金額が200人民元以上であること      |
| ②出国時点で税金還付商品が未開封・未使用であること                                |
| ③購入した税金還付商品は本人が手荷物または預け荷物として出国すること                       |
| ④出国日が税金還付物品の購入日から90日以内、税金還付申請書の発行日から25日以内であること           |
| ⑤出国時、税関審査済みの税金還付申請書、購入領収書などの書類を大連周水子国際空港の税金還付代理機構に提出すること |

※税金還付書類の提出期限を超えた場合など、手続きに不備がある場合には、還付金は付与されず、手数料が発生する可能性もあるため注意が必要です。

## (2) 還付金額の計算方法

$$\boxed{\text{還付金額}} = \boxed{\text{税金還付商品の領収書金額(税込)}} \times \boxed{\text{還付率}} - \boxed{\text{税金還付代理機構の手数料}}$$

13%税率が適用される一般商品については、税金還付率が11%となっており、そこから税金還付代理機構手数料の2%が差し引かれます。つまり、購入領収書金額の約9%が還付されることとなります。

## 3. 全国で推進している「即買即退」

税金還付には2種類の方法があります。

### (1) 出国時還付

一つは、税金還付店で商品を購入した後、出国時に税関と税金還付代理機構の審査を経て還付されるお馴染みの方法で、空港での手続きに45分以上の時間を要します。

### (2) 即時還付

もう一つは、今年4月から全国で推進している「即買即退（即時還付）」です。

この制度では、外国人観光客が税金還付店で商品を購入する際、その場で還付税金と同額の前払金を受け取ることができます。この時、税金還付店経由でクレジットカードの仮引き落としの契約を結ぶことになります。そして出国時に商品と必要書類を提示し、税金還付条件に合致した場合には、税金還付代理機構がクレジットカードの仮引き落としを解除し税金還付が完了となります。条件に合致しなければ、前払金分がクレジットカードから引き落とされ、還付が取り消されます。

## 4. 還付専用QRコードを用いた申請方法

総合デパートでは、還付商品を購入後、「退税商店」の表示があるサービスセンターで各店の還付申請をまとめて行うことができます。スマートフォン（日本のスマートフォンでも可）で還付専用QRコードをスキャンすると、「還付申請」画面が表示されます。

申請フォームに必要な情報（パスポート情報、直近入国日、銀聯・VISAカード情報、還付商品情報及び領収書番号など）を入力後、店舗側が観光客本人が入力した情報をもとに、「税金還付申請書」を発行します。この申請書は、空港の税関と税金還付代理機構での還付手続きの際に必要なとなります。

出国時の還付手続きには、「税金還付サービス代理点」を設けたり、「セルフ税金還付機」を設置したりと、空港によって様々な形で行っています。



デパートのサービスセンターにある「退税商店」の案内と「出国即時還付の流れ」を紹介する掲示  
【事務所撮影】



左:税金還付サービス代理点(@昆明空港)、右:セルフ税金還付機(@北京空港) 【事務所撮影】

## 5. おわりに

国家税務総局のデータによると、今年1月～6月にかけて、国内の税金還付店数は倍増の7,200店超となり、還付を受ける人数は前年同期比186%増加し、還付店の売上高も還付額も大幅に増加しました。将来的には、還付商品の購入店舗と異なる省からの出国や、国際クルーズ船内や港周辺の店も税金還付の対象に組み入れることを検討していると関係者は話しています。

大連の税金還付店では、お茶、ジュエリー、洋服、携帯、家電製品など一般的な商品のほか、地元の特産品（貝殻工芸品、遼漁焼身、赤エビ飴、大連蝦夷ホタテ干し、ナマコ製品、庄河大骨鶏など）にも力を入れています。還付政策が全国展開されることで、海外観光客へのメリットを高め、さらに地域の産業にもより多くのビジネスチャンスがもたらされることを期待しています。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。  
記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**長城メール**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
((株)人材情報センター内)  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp